

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	中間処理場運営協議会
事務局 (担当課)	小金井市環境部ごみ対策課
開催日時	平成29年10月20日(金) 午前10時から午前11時50分まで
開催場所	小金井市中間処理場2階第1研修室
出席者	委員 <出席者：10名> 三島会長・村田座長・荒畑委員・中村委員・零委員・清水委員・柿崎環境部長・小野ごみ対策課長・藤田ごみ処理施設担当課長・石阪中間処理場担当課長 <欠席者：2名> 佐藤委員・島田委員
	事務局 富田・信岡・佐藤・山下
会議次第	開 会  1 報告事項 報告1 第7回協議会について 報告2 第7回検討会議の報告  2 協議事項 議題1 第7回協議会でのご意見等の整理 議題2 交通量推計について 議題3 施設整備基本計画について  3 その他 ① 次回開催候補日
会議結果	別紙審議経過のとおり
提出資料	別添のとおり
その他	次回開催予定 平成29年11月20日(月) 中間処理場2階第1研修室

## 開 会

○村田座長 定時になったので、中間処理場運営協議会を開催したい。本日、欠席の連絡をまだ受けていないが、佐藤委員と島田委員がまだお見えになっていないが、見え次第、途中から参加とさせていただきます。

### 資料確認

○村田座長 事務局より本日の日程と資料確認をお願いしたい。

○事務局（山下） それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第と、資料番号協 8－1 として「第 7 回協議会について」、資料番号協 8－2 として「第 7 回検討会議の報告」、資料番号協 8－3 として「第 7 回協議会でのご意見等の整理」、資料番号協 8－4 として「交通量推計について」、資料番号協 8－5 として「施設整備基本計画について」である。

資料については以上で、不足等あれば事務局にお申し出いただきたい。

### 会長挨拶

○村田座長 それでは、三島会長より一言ご挨拶をお願いします。

○三島会長 足元の悪い中、ご出席いただきありがとうございます。

今日は中間処理場協議会で、基本計画にかかわる会議が 7 回続いてきているが、今回いただいた資料は、今までの会議の集約というか、まとめていただいたという感じで、これの説明、また基本計画素案ということで説明があると思う。その後また今後の計画予定ということで説明いただくのだろうと思う。何かあればまた討議いただいて、よろしくお願ひしたいと思う。

○村田座長 ありがとう。

### 1. 報告事項

報告 1 第 7 回協議会について

報告 2 第 7 回検討会議の報告

○村田座長 それでは、会議に入りたい。事務局より次第の報告事項2件について説明をお願いします。

○事務局（山下） それでは、報告1と2を一括して報告させていただく。

資料番号協8-1をご確認いただきたい。第7回協議会については、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会を平成29年9月13日、中間処理場運営協議会を平成29年9月22日に開催した。議事内容は、第6回協議会及び第6回検討会議、市外施設見学会の報告をさせていただき、協議事項として第6回協議会でのご意見の整理について協議した。

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会では、清掃関連施設再配置候補地の選定について市の考えを説明させていただき、また中間処理場運営協議会では、小金井市西部地区環境をよくする会の総会で、これまでの運営協議会での協議事項の説明を行ったとの報告があったと認識している。第7回協議会については以上である。

続いて、資料番号協8-2をご確認いただきたい。第7回検討会議が9月26日に開催されている。

協議内容は、第6回検討会議、第7回協議会、市外施設見学会の報告が行われた後、第6回検討会議でのご意見等の整理、施設配置・動線計画、清掃関連施設整備基本計画（素案）について、資料の説明、意見交換が行われている。

当日配付資料については2枚目以降に添付しており、検討会義の資料番号検7-6という資料があるが、ご確認いただきたい。

「基本計画素案」という資料をつけさせていただいたが、こちらの資料が清掃関連施設整備基本計画のパブリックコメントに向けた現時点の素案である。後ほど、協議会の皆様に特にご確認いただきたい項目について協議事項で説明させていただくが、これまでの協議会、検討会議での議論を踏まえた、現時点での素案であるので、お目通しいただきたい。なお、第8回検討会議を11月2日の木曜日に開催予定である。

報告事項については以上である。

○村田座長 ありがとう。ただいまの報告について何か質疑があればお願いします。

○事務局（富田） この後、大事なところの説明があるので、よろしければ後でまとめて質問していただいても大丈夫である。

○村田座長 よろしいか。ないようであれば「2. 協議事項」に移りたい。

## 2. 協議事項

### 議題1 第7回協議会でのご意見等の整理

○村田座長 では議題1、「第7回協議会でのご意見等の整理」の説明を求めたい。

○事務局（山下） それでは、協議事項の議題1を説明させていただく。資料番号協8-3をご確認いただきたい。第7回協議会でのご意見等の整理についてである。

資料の記載内容については、中間処理場運営協議会、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の両協議会からの主なご意見についてまとめているので、両協議会で共有いただきたい。

3-1ページをご覧いただきたい。「武蔵野市クリーンセンターのように、こちら側でも新しい施設をつくるに当たっては、市としてのポリシー、何がこの施設で表現したかったのかがわかるようにしてほしい。」というご意見をいただき、「要望として受け止めさせていただく。」と回答させていただいた。

続いて、「一般廃棄物は市に処理責任があるが、事業系のものについてはうたっていない。現実はやむを得ないと思うけれども、それを法規に従って本来責任のある者に処理してもらうような方向性を出すべきではないか。」というご意見をいただき、事務局から「容器包装リサイクル法に基づく容器等の自主回収店舗の拡充は、一般廃棄物処理基本計画の中でも定めている。事業系のごみの中の容器包装部分については、自主回収店舗の拡充は今後も努めさせていただく。」と回答させていただき、委員からは「事業系ごみはかなり大きな包装緩衝材などで、例えば非常に小さいプラスチックごみなどまで全部事業者がとる場合、各家庭から出るものを全部選別して、家庭ごみとしてもう出せないという状況になると、現実的にできるのかどうか重要な問題だと思う。企業責任においてさらに少なくするという事は必要だと思うが、事業系ごみの規定

は疑問形があるなど個人的に思っている。」という意見もいただいている。

続いて、3-2ページをご覧いただきたい。「清掃施設を設置する場合には、できるだけ市民に平等、公平な清掃施設の負担というのを考えるということを中心に配慮すべきだと思っている。」というご意見をいただき、「皆様方のご意見をいただきながら、追加した方がよい部分については検討させていただき、訂正すべきところは訂正させていただきたいと考えている。」と回答させていただいた。

続いて、「初めに日程ありきといわないで、納得がいくまで話し合いをする姿勢を持ち続けていただきたい。」というご意見をいただき、「十分に皆様方と協議を重ねながら進めていきたいという気持ちはあるが、協議だけが続けていくという形は難しいと思っている。私どもも一定の努力はさせていただくのでぜひ皆様方にもご理解を賜ればと思っている。」と回答させていただいた。

続いて、「新庁舎用地に福社会館もつくるというのは決まったのか。そうすると蛇の目にはごみ関連の施設が入るスペースはないのか。」というご意見をいただき、「処理施設という部分ではないが、リサイクル事業所の機能、形は変わったとしても庁舎建設予定地内で何かやりたいという考えは持っている。中間処理場の運営協議会からは啓発スペースをつくってもらいたいという話が出ている。」と回答させていただいた。

続いて、3-3ページをご確認いただきたい。

「二枚橋跡地は従前より小金井市は取得の意向を示していたところだが」とあるが、何のために取得の意向を示したのか。」というご意見をいただき、「前市長のときから、ごみの関係の施設で使うために取得の意向を示している。」、また「当時、利用計画はまだなかったが、取得意向はあるということで、当時の東部の環境をよくする会には前市長と何度か訪問させていただいた経緯がある。（当初の可燃ごみの施設としての想定から）結果的に買う理由が変わってしまったというのは事実としてはそのとおりだと思うが、取得の話は当時から地元の皆様差し上げていたという事実はあった。」と回答させていただいた。

続いて、「二枚橋焼却場跡地と中間処理場の2か所で十分にやっていけるという考え方か。庁舎建設予定地については考えていないということか。」というご意見をいただき、「2か所についてはそのように考えている。庁舎建設予

定地については減量施策、資源化施策をご紹介させていただく場、リユース品の販売イベントを行う場とするなどを含めて、意見交換しながら進めていきたいと考えている。また庁舎建設担当部署にも要望している」と回答し、その他記載のとおり質疑応答があった。

続いて、3－4ページをご確認いただきたい。「パブリックコメントの説明や資料をつくる段階でリサイクルの考え方について問題提起というか質問が出てくる可能性がある。基本計画の中で全然触れないでいいのかという感じがする。」というご意見をいただき、「リユースという観点からリサイクル事業のあり方については今後も引き続き検討するというようなことは書かせていただこうと思っている。」と回答させていただいた。

続いて、「農工大とは協定があるからできるけれども、学芸大については当たって見たがだめだという意味か。」というご意見をいただき、「両大学とお話をさせていただいて、両大学とも遊休地ではなく、利用計画があるとのことであつた。」、また「学芸大は、貫井北町であるため、施設が一地域に寄ってしまうというのはどうかという気持ちがある。」と回答させていただいた。

続いて、「両候補地で配置案A案でもB案でも組み込めるのか。」というご意見をいただき、「敷地の形状がもともと異なるので同じくらいの大きさの面積が取得できたとしても使い勝手の差があり、それを考えるとA案とB案を入れ替えた場合、二枚橋のほうは相当狭隘で不都合の多い施設になってしまうことは想定している。」、また「基本計画の中には敷地1、敷地2のところそれぞれ中間処理場敷地、二枚橋焼却場跡地という形で入れていきたいと思っている。」と回答させていただいた。

続いて3－5ページをご確認いただきたい。「建物の高さはどれくらいになるのか。」というご意見をいただき、「10m から15m くらいである。今の既存の中間処理場は20m くらいである。」と回答させていただいた。

続いて、「粉塵とか車の台数とかそういう数字は出てくるのか。」というご意見をいただき、「騒音や振動の基準が決まっているので、その基準等については基本計画の中に記載する。実際にどういう対策をするかという話は施工者が決まってから皆さんには話をさせていただく。」と回答させていただいた。こちらについては、後ほど基本計画における公害防止基準について、資料協8－

5で説明させていただく。

続いて、「庁舎が建設を始めるとなると、それまでに蛇の目を更地にしないといけないということは、蛇の目の事業をどちらかでやらなければならないのか。」というご意見をいただき、「一時的に庁舎建設予定地の中で移設することも視野に入れて検討させていただいている。」、また「リサイクル事業所と空缶・古紙等処理場は、暫定の施設なので動かざるを得ない。」と回答させていただいた。

続いて3-6ページをご確認いただきたい。「パブリックコメントについては検討するという話だったが、やることになったのか。」というご意見をいただき、「市民参加条例でパブリックコメントをしなくてよいという要件が、今回の計画に関しては見当たらないため、パブリックコメントは実施せざるを得ない。地域の方の意見がわかるような公表の仕方は工夫したい。」と回答させていただいた。

続いて、「今後の進め方についてはやっと出たが、詳細を討議していないと思う。例えば候補地の選定条件でアクセスのよいことと書かれているが、具体的にどこをどう通るとか議論をしていないし、説明してもらわないといけない。」というご意見をいただき、「以前の協議会でアクセスや通学路については示している。東町五丁目の収集車両以外は東八道路を通過する。」と回答させていただいた。補足として、はけの道は、原則東町五丁目地区の収集車両のみ通行予定と考えている。

続いて、「環境の数値目標についてはどういうふうにするのか。」というご意見をいただき、「国の基準よりもさらに厳しい規制値とすることで検討会議の資料として協議会にもお示ししている。協定とするか、自主規制とするかについては、今後議論いただきたい。」と回答させていただいた。こちらについても、後ほど基本計画における公害防止基準について資料協8-5で説明させていただく。議題1についての説明は以上である。

○村田座長 第7回協議会の意見の整理の資料についてご意見があれば、よろしく願います。

では、ご意見がないようなので、次に移りたい。

## 議題 2 交通量推計について

○村田座長 議題 2 「交通量推計について」の説明をよろしく願います。

○事務局（山下） それでは、協議事項の議題 2 を説明する。資料番号協 8-4 をご確認ください。交通量推計についてであるが、これは清掃関連施設整備候補地とさせていただいている、中間処理場と二枚橋焼却場跡地で、中間処理場では主に資源物、二枚橋焼却場跡地では不燃ごみ、粗大ごみ、古紙、布を中間処理する場合に、現状の収集曜日、収集品目、収集台数でどの程度、交通量に影響が出るかを調査するものである。

まず初めに、現在の交通量について調査を行っている。協議会委員の皆様には交通量調査の実施前にご案内させていただいたが、平成 29 年 6 月 22 日に資料に記載の交差点で当日の交通量を計測した。調査項目と調査内容については、4-2 ページに記載しているのでこちらをお読み取りいただきたい。

続いて、将来交通量の予測をしている。不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック、びん、空き缶、ペットボトル、古紙・布の各品目について現状の収集車両の台数を調査し、配置案その 1 として提案させていただいている、貫井北町にプラスチック、びん、空き缶、ペットボトル処理施設を配置し、二枚橋焼却場跡地に不燃・粗大ごみ処理施設と古紙・布ストックヤードを設置した場合の配置案に当てはめて、貫井北町と二枚橋焼却場跡地のそれぞれの敷地に入出入りする台数を整理している。

採用する予測値については、品目ごとに搬入台数が最大となる曜日とし、地点別に時間帯別で集計し、その最大値を採用した。その結果については、4-3 ページをご確認ください。地点 1 では 10 時から 11 時の時間帯が最大になっているとの結果となった。また、地点 2 では 13 時から 14 時が最大となっている。

その結果を受けて、交差点の解析を 4-4 ページで行っている。

用語の定義として、自動車交通の影響評価は信号交差点の方向別交通量と信号現示から求められる交差点の需要率と交通容量比、いわゆる混雑度を指標に用いて実施した。

ここで交差点の需要率とは、信号交差点における交通処理の可否を確認するために用いる指標で、交通量や交差点形状（幅員等）、大型車混入率、信号現示等の実測値を用いて算出し、一般に、現実的に処理可能な最大の交通需要条件は、交差点の需要率が0.9以下とされている。

また、交通容量比（混雑度）とは、流入部の交通容量（通行可能な交通量の理論値）を、交通量、交差点形状（幅員等）、大型車混入率、信号現示等の実測値を用いて算出し、実際の交通量（実測結果）との比であらわしたものである。混雑度が1.0を超過、つまり交通容量より実際の交通量が多いとすると、理論上、交通処理は困難となる。

続いて、交通量の考え方として、現地調査の結果より現況のピークは、地点1、地点3の場合は平日の朝7時台、地点2の場合は平日の15時台となっているに対し、4-3ページでお示しした将来増える台数のピークとなる時間帯の数字を加算して、解析した結果が次のとおりとなっている。

詳細は4-5ページをご確認いただきたい。交差点の需要率、混雑度ともに各地点問題がないものとなっている。

議題2についての説明は以上である。

○事務局（富田） 交通量については、今も車両は無線で調整をとりながら、混雑することがないように調整をしているので、今後もそういった方法をとってこの前の道路で渋滞を起こさないような運用はしていく予定である。

○委員 一日の出入りは29台とか35台ぐらいの想定か。一日に入る量がこの程度なのか。

○事務局（富田） 検討会議の報告の中の素案の1つ前のページに記載がある。

○小野ごみ対策課長 配置案のその1になるので、ここは搬入車両が29台と搬出車両が4台。27年度実績なので、ごみの量が増えなければそんなに増えることはないと思う。

○委員 大体40台以下という、両方合わせてね。そう考えていいわけか。

○小野ごみ対策課長 そうである。

○委員 では、交通渋滞になるほどの交通量はないか。

○小野ごみ対策課長 そうである。

○事務局（富田） なので、この前の道路に大きな影響は出ないと考えている。

- 小野ごみ対策課長 この台数も一日当たりなので、同じ車が2回も3回も行ったり来たりしているから、実際に一回に集まる台数は40台にもならない。
- 村田座長 車自体は2t車のパッカー車か。
- 三島会長 この歩道は子供たちが通る時間帯がある。学芸大の子供たちもそうだし中大の子供たちも。その時間帯と車の搬入は調整するのか。
- 小野ごみ対策課長 搬入自体は、8時半からごみを集め始めるので、子供たちが通学する時間には来ない。ただ、搬出車両は、毎朝見ていただいてわかるとおりに8時ぐらいにはもう搬出車両は出ていくので、そちらのほうは子供たちへの配慮をしながら今までと同じような形になるのかなと考えている。
- 三島会長 極端に台数が増えなければよい。
- 小野ごみ対策課長 現状の体制であれば台数はそんなに増えない。
- 村田座長 搬出の際が一番怖いよね、大型だから。
- 雫委員 道幅も出入りのところは広げるのか。こんな狭いまま通るわけではないでしょう。
- 事務局（富田） 今の出口の道については、もう隣接する民有地を取得できれば、もう少し見通しのよい出入り口にしたいと考えている。
- 荒畑委員 あのまま廃道にするとか書いてあったけれども。
- 事務局（富田） まだどこを出入り口にするか完全に決まっていなくても、JRの敷地を取得して一体で使うことにしたら、市の道路としては廃道になるという意味である。
- 三島会長 そこのところでいえば、信号に近いところだと出づらいたろうし、逆に車が並んでしまうから、むしろ東のほうから出入りしたほうが良いような気がする。
- 小野ごみ対策課長 ここは場内の車の動線で、できる限り場内でも安全確保を図りたいので、なるべく一方通行でいきたいという考えを持っている。そこは実際にこれからもっと細かい図面を書いていく段階でまた調整させていただく形になるのかなと思っている。
- 荒畑委員 建てかえるときには、今シルバーで使っている建物はどうするのか。
- 小野ごみ対策課長 移転する。

○荒畑委員 どうするのか。

○小野ごみ対策課長 シルバーは違うところに移っていただく形になる。ふすまとか剪定班なども全部ほかのところでやっていただく形になるだろう。

○荒畑委員 建てかえるときは更地になるということか。

○小野ごみ対策課長 そうである。

○荒畑委員 そのところに民有地があるというのはどこか。

○石阪中間処理場担当課長 舗装してある部分がそうだけれども、借地として市が管理している。

○事務局（富田） 民有地は三角の西側。

○石阪中間処理場担当課長 三角部分の一部、全部ではない。

○零委員 このすぐ下か。

○石阪中間処理場担当課長 そう。この施設の東側になる。

この計画がある程度進んだ段階で、将来的なこの用地の活用というのが一定決まれば、地権者に対して今後取得という方向で交渉には進んでいきたいと思っている。

○荒畑委員 交渉はこれからか。

○石阪中間処理場担当課長 これからである。いずれにしても、車両の出入り、搬入と搬出の安全な運行を目指す場合については、この事務所棟の東側のそのスペースというのはかなり重要なポイントとなるので、ここについてはかなり重要な地点だということで検討を進めていかなければいけないと思っている。

○村田座長 図面をかいてもらわないと私どももね。

○零委員 また、これ全体のやり直しでしょう、この図面の中のね。

○小野ごみ対策課長 そう、図面ができたときにはまたご説明する。

○三島会長 前にいただいているこの配置図だと、完全にここの道路だとか残っている形だが。

○事務局（富田） 工事は、今のところ中間処理場は平成34年ぐらいの想定である。

○小野ごみ対策課長 スケジュールはまた後で説明させていただく。

○零委員 都市計画はどういう形で考えられるのか。

○小野ごみ対策課長 都市計画が、今現在ここの工場棟とストックヤード、そ

れとメタセコイヤ広場、あとこの管理棟しか入っていないけれども、今度市道を廃道して、シルバー人材センターと JR 敷地も全部含めて中間処理場という形の施設を一体で都市計画を変更したいと思っている。

○**雫委員** そうすると、具体的には用途変更とかそういうのは考えていないのか。

○**小野ごみ対策課長** 用途地域も変更する。今現在、ここは第一種住居地域だが、現在は、ごみ処理施設の設置には第一種住居地域では困難なので、準工業地域に用途地域を変更したいと、これは以前にも一回ご説明させていただいた。

○**雫委員** 聞いているけれども、我々としてはなかなか納得できない部分があるので。

○**荒畑委員** 今工場棟があるが、それは準工業地域になっているのか。

○**小野ごみ対策課長** 今準工ではない、住居地域。

○**雫委員** 住宅地、国鉄のつながりでもか。

○**小野ごみ対策課長** はい。

○**雫委員** その建物の建っているところもか。

○**小野ごみ対策課長** 全部第一種住居地域である。

○**雫委員** 準工ではないのか。向こう側全部、線路のほうは準工でしょう。

○**事務局（富田）** 新小金井街道の向こうの電車区は準工業地域になっている。

○**柿崎環境部長** 第一種住居地域になっていたのを変更させていただきたいというお話を、ここの建物を建てるときにさせていただき、皆様からだめだよと言われて、いろいろそのときに東京都と協議をさせていただいている。その当時ちょうど他の市もこういう施設を急遽つくらなければいけなくなったので、何市か同じような形でやらざるを得なくなって、それでたしか本当に今回限りというわけではないけれども、もうどうしようもないからしようがないねというので何市か合わせて、それぞれ準工ではない用途地域のまま建設したという経過があったような気はうろ覚えで覚えている。

○**荒畑委員** 今部長さんが言ったとおり、あったみたいだね。だから、今回限りということで暫定的な許可をしたと。

○**柿崎環境部長** だから、その後他の市の施設も大体みんな準工業とかに用途地域を変えて作り直しているのが現状かなと思っている。小金井だけなかなか

か特別扱いというのはちょっと今度は厳しいかなという状況なので、できれば変更させていただきたい。

○**平委員** ただ、準工に変えられてしまった場合、我々の予測外の事態が発生することが心配。そこで協定書を結ぶとかそういう形がないと、ちょっと我々もなかなか了解できない。

○**小野ごみ対策課長** そこはまたご相談になると思う。

○**平委員** もう既に準工になっているのだから、工場、別の建物等を建てるよと言われてもなかなか反対しづらくなっていくことを懸念している。そういう問題を考えてもらわないといけない。

○**柿崎環境部長** わかった。

一回だけ都市計画関係の部署と東京都のほうに私が一緒にいったときに話をしたら、かなり厳しいという感じではあった。

○**平委員** 言っていることがわからないわけではないけれどもね。

○**小野ごみ対策課長** 将来の心配というところは当然あると思うので、そこはご相談させていただいて、例えば協定でその辺を結ぶとか、そういうことは考えていきたいと思っている。

○**荒畑委員** それは東京都の都市計画審議会か。用途地域がどこというのはわかるか。

○**小野ごみ対策課長** 用途地域は市の都市計画審議会である。24年に権限委譲され市決定となった。

○**柿崎環境部長** それまでは東京都で決定していたのだが、24年度にその権限が市に委譲されて、各市で今用途地域というのは基本的に都市計画審議会にかけて変更することができるようになっている。

○**平委員** でも、設置する機械によっては本当に準工でなくてもできるわけでしょう。

○**柿崎環境部長** 物による。ただ、基本的には、ごみ処理施設となるとやはり原則は準工なのかなと思う。

○**三島会長** 変な話だけれども、武蔵野市なんて市庁舎の前ではないか。あれも準工か。

○**小野ごみ対策課長** 武蔵野の状況はわからない。

- 日建設計（高津） あそこは住居系のままである。
- 事務局（山下） 武蔵野市は、特定行政庁なので、建築のことは市で事務を担っている。
- 小野ごみ対策課長 説明が難しいけれども、武蔵野市は建築の許可自体を武蔵野市の市の中でできる。私たち小金井市というのは建築の許可をすることができる部署がないので、東京都の判断になる。今東京都のほうから準工業地域にしてくださいと指導されている。
- 柿崎環境部長 ただ、今審委員の言われたことはよくわかっている認識である。
- 審委員 それから話はまた変わるけれども、庁舎を建てかえるときにびん・缶・ペットボトルはどうなるのか。中間処理場に建ててから解体工事するということか。非常に合理的な手順か。やっと理由がわかった。
- 小野ごみ対策課長 そういうことで、二枚橋に最初に不燃と粗大ごみの処理施設を設置して、その後で現在の中間処理場を壊して、全部壊し終わった後に中町にある施設を中間処理場に設置する。その後、調査建設予定地は更地にする。
- 審委員 なるほどと思ったけれども、それはこの中で建てかえもやればできないことはない。
- 小野ごみ対策課長 でも、そうすると土地の制約がかなりかかってしまうので、非常に自由度がきかない建物になってしまい、場合によっては行幸通りのほうに処理施設が集まってしまう可能性がある。そこは以前から皆様方から要望をいただいているので、なるべく行幸通りのほうには近寄らないということを前提に考えたやり方である。
- 審委員 びん・缶処理がこっちへ来ると、その場合、それは解体中はどうか。
- 小野ごみ対策課長 解体中は中町で稼働を続けている。
- 審委員 その期間は中町でやるのか。
- 小野ごみ対策課長 はい。
- 事務局（富田） こちらの施設ができ上がるまでは従前のままの状況である。
- 三島会長 今までどおりだということ。

○小野ごみ対策課長 こっちができて上がるまでは今までどおり。

○雫委員 そういうことか。

○荒畑委員 庁舎が平成33年か。

○小野ごみ対策課長 市庁舎のほうで平成33年に竣工予定という形で今計画を進めている。

○荒畑委員 いずれにしても、それまでには移設させるのか。

○小野ごみ対策課長 それまでには、私たちが新しい建物を両地域に建てるということではできないので、庁舎が竣工後もしばらくあそこに残らざるを得ない。

それで、これは後で説明しようと思ったけれども、今説明してしまうが、先日行われた庁舎の関係の特別委員会で、33年度までに庁舎建設予定地からごみの処理施設が出ることは難しいという話をさせていただき、市長のほうから今現在の庁舎建設予定地内で暫定的に今のごみ処理施設を移設して庁舎を建てるということも含めて検討することを発言させていただいた。あくまでも暫定的な処理施設なので、この中間処理場と二枚橋焼却場跡地に新しいごみの関係の施設ができた段階で中町の施設は解体をするという計画になる。

○村田座長 中町のところのリサイクルの建物を早く二枚橋のほうに動かさないと市庁舎の建設の目途も立たないのでしょうか。幅が細くなっているから。

○小野ごみ対策課長 庁舎の幅は、細くなってしまふ。

○雫委員 リサイクルは休んでしまってもいいのでしょうか。建物とってしまつてね。

○小野ごみ対策課長 リサイクルは休止も考えている。その間、当然のことながら粗大ごみの一部がリサイクル事業所に行っていた分が今度行く場所がなくなる。二枚場焼却場跡地のほうに粗大ごみの処理施設ができるまでの間、粗大ごみは若干中間処理場への搬入量は増えるかもしれない。

○村田座長 ほかに何かあるか。

### 議題3 施設整備基本計画について

○村田座長 ないようであれば、議題3の「施設整備基本計画について」、説明をよろしく願います。

○事務局（山下） それでは、協議事項の議題3を説明させていただく。資料番号協8-5をご確認いただきたい。施設整備基本計画についてである。この間、協議会と並行して、検討会議で清掃関連施設整備基本計画についてさまざまな検討を重ねてきた。その中で施設周辺にお住いの皆様に特に関係すると思われる項目についてご説明させていただく。

まず初めに、「施設整備にあたっての基本方針」について、記載のとおりと考えている。読み上げると、「清掃関連施設は、地域住民等の理解と協力のもと、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物の適正処理はもとより、環境と安全に配慮した施設とし、可能な限りごみの減量、資源化、最終処分量の削減等を図り、循環型社会形成に寄与する施設を目指すものとする。現状の処理体系や関連計画の考え方を踏まえ、清掃関連施設整備の基本方針を以下のとおりとする。」としている。

「(1) 計画的な施設更新－効率性・経済性に優れた施設－」では、①安定的・効率的な処理が可能な施設整備、②経済的な施設整備を位置づけている。

続いて、「(2) 安全・安心の確保－環境と安全に配慮した施設－」では、①生活環境の保全、②適正な作業環境の確保、③災害など非常時の対応を位置づけている。

最後、「(3) 市民サービスの向上－市民に開かれた施設－」では、①市民意識の啓発・向上、②周辺地域との調和を位置づけている。

続いて、5-2ページをご確認いただきたい。公害防止計画についてである。

まず、粉じんについては、「計画対象となる清掃関連施設は、大気汚染防止法、環境確保条例上の粉じん発生施設ではないが、大気汚染防止法に加え、労働安全衛生法にもとづく作業環境面から粉じん対策を行う。」としている。

具体的には、「高性能な集じん設備の設置、散水などを行い、排気中の粉じん濃度についての計画値は以下のとおり設定する。排気口における粉じん濃度は、大気汚染防止法及び環境確保条例のごみ焼却施設の煙突出口におけるばいじん濃度（ $0.04\text{ g/m}^3\text{ N}$ ）に準じるものとし、作業環境評価基準値は日本産業衛生学会の第1種粉じん許容濃度勧告値に準じるもの（ $2\text{ g/m}^3\text{ N}$ ）とされている。」としている。

続いて、5-3ページをご確認いただきたい。騒音についてである。

「法令に基づく規制基準を遵守することに加え、一層周辺環境に配慮するため、法令に基づく規制基準と同等以上の自主管理基準を設定する。」としている。

表2. 1-3で数値についてはお示ししているが、騒音の目安については5-6ページの図2. 1-1をあわせてご確認いただきたい。なお、施設の計画・設計に当たっては、「低騒音タイプの機器・機械を設置・使用する。」ことや、「吸音材を使用して室内音圧レベルの低下を図る。」こと、「必要な透過損失が得られるよう遮音性のある壁材を使用する。」ことなどが対策として考えられるとしている。

続いて、5-4ページをご確認いただきたい。振動についてである。騒音と同じく、「法令に基づく規制基準を遵守することに加え、より一層周辺環境に配慮するため、法令に基づく規制基準と同等以上の自主管理基準を設定する。」としている。表2. 1-5で数値についてはお示ししているが、振動の目安については5-6ページの表2. 8を合わせてご確認いただきたい。

なお、施設の計画・設計に当たっては、「地耐力に基づいた十分な機械基礎を設計する。」ことや、「破碎機と機械基礎の間に防振装置を設ける。」こと、「建物基礎と破碎機基礎とはそれぞれ独立させる。」ことなどが対策として考えられるとしている。

ここで、市としては破碎機を導入しないことを提案しているので、「破碎機」の部分を「振動を発生させる機械」に修正させていただきたいと考えている。

続いて、5-4ページの下段をご確認いただきたい。水質についてである。

「施設運転管理において排出することが考えられる排水の種別は、コンベヤ等粉じん対策排水、防爆対策用における蒸気噴霧の凝結水、プラットホーム、床等の洗浄水、火災事故時の消火用水などが考えられる。これらの生活系排水およびプラント系排水は、排水処理設備に送水して適切に処理した後に公共下水道に排水する。排水基準値は、下水道法、東京都下水道条例に定める基準値以下とする。」としている。

続いて、5-5ページをご確認いただきたい。臭気についてである。こちらは、「悪臭の環境保全については、脱臭装置の設置、消臭剤の噴霧など適切な

脱臭・消臭対策を講じて対応し、悪臭防止法及び環境確保条例の規制基準を十分遵守できるものとし、悪臭防止法、環境確保条例の規制基準を遵守する。」としている。表2. 1-7で数値についてはお示ししているが、臭気の日安については5-6ページの表2. 1-9をあわせてご確認いただきたい。

続いて、5-7ページをご確認いただきたい。2. 2安全衛生・作業環境計画についてである。2. 2. 1で災害対策として、まず「(1) 地震対策」については、「災害時、廃棄物処理施設は、災害廃棄物を初めとする廃棄物の処理を速やかに行うことで、被災地域の復旧活動を支えるという重要な役割を担っており、地域防災計画において、廃棄物処理施設を防災拠点として位置づけられている。地域の核となる廃棄物処理施設において、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することは重要な課題となる。」として、「①建築構造物の耐震化」と「②設備、機器の損壊防止策」については、国の基準を満たすよう設計するとしている。

続いて、5-9ページをご確認いただきたい。「(2) 火災・爆発対策」については、「清掃関連施設での発生が危惧される最も多い事故例は、搬入ごみ中のガスボンベ、塗料、整髪料等のスプレー缶、揮発物等による火災・爆発等である。危険物は、収集段階で分別・排除することが原則であり、住民に対して分別収集の協力を積極的に求めていくが、爆発及び火災事故を未然に防ぐ、あるいは最小限に抑える対策として、以下に示す予防対策等を講じる。」として、「搬入ごみをプラットホームにおいて展開検査を行うこと」や「破袋機出口において火災を検知した場合には消火設備が起動するよう対策を講じるため、自動あるいは遠方操作可能な消火散水装置、消火栓、消火器等を効果的に設けること」、「コンベヤ防じんカバーを部分的に容易に着脱できる構造とし、出火時の注水作業を可能にするとともに、出火時の煙突効果の発生を防ぐものとする」を考えている。そのほか、作業員の安全対策、作業環境対策、危険物対策についても記載しているので、お読み取りいただきたい。

続いて、5-12ページをご確認いただきたい。こちらでは、施設の運営方針の検討をしている。清掃関連施設等を整備運営するに当たって、想定される主な事業方式は、公設公営（従来型発注）方式、公設民営（公設+長期包括運営委託/DBO）方式、民設民営（PFI）方式がある。

(1) 公設公営方式は、一般的には従来型発注方式と呼ばれるもので、市が施設的设计・建設、運営等を民間事業者等に個別委託することで事業を進める方式である。

契約の構造については、図3. 1-1をご確認いただきたい。

(2) 公設民営方式のうち、DBO方式は、近年の一般廃棄物処理施設の整備運営事業において、最も採用事例が多い事業方式で、施設的设计・建設、運営等を一括して民間事業者に委託することで事業を進める方式である。

公設民営方式には、DBO方式と発注方式が若干異なる方式で、施設的设计・建設は一括で発注する従来型発注方式と同様であるが、施設の運営(運転・メンテナンス等)のみを長期包括で民間事業者に運営委託する、公設+長期包括運営委託方式も考えられる。

公設民営方式は、公設公営方式と同様に、資金調達は市が行い、施設の所有権も市が保有する。

DBO方式は、公設公営方式とは異なり、整備と運営の両方を民間事業者(整備は建設事業者、運営は本事業のために組成される特別目的会社(SPC)へ一括委託することから、発注段階において運営まで含めた契約条件を整備することで、施設的设计・建設、運営等に関する責任を民間事業者へ移転することが可能となる。

一方、公設+長期包括運営委託方式は、市が設計・建設を一括発注するまでは公設公営方式やDBO方式と同様だが、建設期間中に運営業務を民間事業者へ長期包括運営委託する契約を別途締結することで、施設の運営等に関する責任を民間事業者へ移転することが可能となる。

それぞれの契約の構造については、図3. 1-2、図3. 1-3をご確認いただきたい。

続いて(3)民設民営方式は、施設的设计・建設、運営等を民間の資金、ノウハウを活用して事業を進める方式で、DBO方式と同様に、発注段階において運営まで含めた契約条件を整備することで、施設的设计・建設、運営等に関する責任を民間事業者へ移転することが可能となる。また、施設の所有形態等の違いによってBTO方式、BOT方式、BOO方式などが挙げられ、それぞれの解説については資料をお読み取りいただきたい。

こちらの契約の構造については、図3. 1-4をご確認いただきたい。

続いて、5-15、5-16ページをご確認いただきたい。ご紹介した公設公営方式、公設民営方式、民設民営方式の事業の概要、公民の役割分担、契約の概要、特徴についてまとめているので、お読み取りいただきたい。

以上が事業方式の大まかな概要で、どの事業方式を採用するかは市の経済的メリットや民間が運営することのリスク分担に対する周辺にお住いの皆様のご意向などを総合的に勘案して決定したいと考えている。

なお、民設民営の事業方式を採用した場合においても、市が運営に対して全く責任を持たないということではなく、周辺住民の皆様のご意見については、運営事業者とともに対応させていただくこととなると考えている。

最後に、5-17ページをご確認いただきたい。整備スケジュールについて、施設整備運営方法（事業方式）の検討結果を踏まえ、仮に両協議会に示している配置案をスケジュール化した案は表3. 2-3のとおりである。

事業方式によって、竣工年度が変わるが、お示ししているスケジュールはDBO方式によるものである。不燃・粗大処理施設が二枚橋焼却場跡地のことで、平成34年度から施設を稼働する案となっている。

その後、現在の中間処理場を解体しながら、現在の中間処理場の敷地に資源物処理施設の工事等を進め、平成36年度中の施設の稼働を目指すものとなっている。

基本計画策定後も、本協議会は継続していくこととしているので、施設の設計に当たって、皆様のご意見をお聞きする機会はあるものをご理解いただきたい。

議題3についての説明は以上である。

○**村田座長** ありがとう。ただいまの説明についてご意見、ご質問があれば、よろしく願います。

○**小野ごみ対策課長** 特に重要なところが幾つかあるけれども、5-1ページのところの「施設整備にあたっての基本方針」に関しては、検討会議に三島会長にもご参加いただき検討したときの最終的な案である。こちらを基本に私もこれから整備を進めていくという形になるので、ここが皆様方にも一番確認いただきたいところかなと思っている。

○三島会長 さっき説明があったけれども、施設運営方法の方式というか、これの決定はまだしていないわけか。

○小野ごみ対策課長 決定していない。

○三島会長 今考え方とすればどうなのか。

○雫委員 これ、市のほうで関与していくという話になったけれども、契約の方式によって随分変わってくるのか。

○小野ごみ対策課長 変わる。

○雫委員 だから、我々の窓口がそっちへ移ってしまうような。

○三島会長 だから、我々とすれば全面的に市が責任をもってくださいとしていただきたい。こっちはこっちの業者なのでと振られてしまったりなんかするとやりにくいね。

○小野ごみ対策課長 それはしないような形で、皆さんたち地元の人たちとの協議というか、それはもう市が窓口になるのは当たり前のことと考えている。

○三島会長 窓口はどのなのだろう。今の形式は完全に公設公営方式。

○荒畑委員 大体どこでもそうでしょう。公営でやるわけでしょう、仕事そのものは委託するにしても。

○小野ごみ対策課長 一般的には先ほど事務局からも説明があったとおり、今新しい施設というのは大体DBOという形でやっているけれども、設計、施工、オペレートまで全部一括して発注をする。公設ではあるけれども、中の仕事自体は民間のほうにやっていただく方式である。

○事務局（富田） 武蔵野市のクリーンセンターも同じ。運営は委託会社の人々が機械の運営をしたりとか、あとは展示施設の説明の方も多分そちらのほうから出ていたと思うけれども、見学にお邪魔したときには市のセンター長が対応していただいた。ああいう形で地元の方とのお話し合いについては市のほうで対応するけれども、日常的な運営とか通常特にお約束なく見学する人に対してのご説明などはオペレーションの委託会社のほうでも対応していたということだったと思う。

○荒畑委員 施設そのものの工事も民間に投げてしまうこともあるのか。

○小野ごみ対策課長 民間に投げてしまうというか、行政のほうでこういう建物をつくってほしいということで委託をして民間がつくるというのが一般的だ

と思うけれども、P F I、民設民営になると、お金を調達したりとか施設の内容とかを全部決めていくのは民間が主体となって行う。それに対して市が地域住民との間に立って交渉するというやり方もあることはある。

○日建設計（高津） 基本的にはP F Iでも市は当然関与するので、D B Oとは大きな違いはない。ただ、建築主としてはP F Iの場合は民間企業が建築主になる。ただ単純に建築主がP F Iだと民間になるよ。D B Oの場合は建築主そのものも公共になると、要は市になるということ。

建設が終了したら、P F Iの場合は民間のほうから市のほうに移管する。それが「B T O」と言っているものだが、結局市のものにはなるので、基本的にはD B OもB T Oもほとんど相違はないと思ってもらって構わないと思う。

○雫委員 私は細かいこと、P F Iとか言ってもわからないけれども。

○石阪中間処理場担当課長 いずれにしても、地元との運営に関しての協議というのは継続的に対応させていただく考えはある。当然、市は協議会というものを継続して行うし、通常その辺の折衝に関しても全て市が責任を放棄するわけではないということだけは思っていたらよろしいと思う。

○雫委員 公害基準については、いつか勉強会をやったときの、あれが大体参考になっているか。

○小野ごみ対策課長 そのときと数値は変わっていない。

○雫委員 数値変わっていないか。あの数値のとおりということね。

それから一つ、いろいろ薬品を使うと思うが、においを消すためとか腐敗防止とか。それは地下に浸透するとか地下水に入るということは公害の中を含めて検討しているのか。排水だけで処理しない、土にしみ込むとかそういう心配は全くないのか。後で何年かたって別の施設をつくろうと思ったら下から公害が湧き出てくるとかはないか。

○日建設計（曾我部） 今の法律で、昔はなかったが地下浸透の防止というのが定められて、要は使った薬品が地下に浸透しないようにしないといけないという法律で東京都も指導をされているので、それに則った施設がつけられることになる。

○雫委員 公害防止の中に、このようにしますとあらわれてこないから。

○日建設計（曾我部） 具体的には水質のところの法律の中に定められている

ので、そこでの規制がかかってくると考えている。

○**雫委員** かなり薬品なんかは使うよね。

○**日建設計（曾我部）** 法律の名前は「水質汚濁防止法」という法律である。

○**雫委員** そちらの法律でいくわけか。

○**日建設計（曾我部）** はい。

○**石阪中間処理場担当課長** 使っているとしても、においを消すというのは消臭剤。

○**雫委員** 腐敗防止は使っていないのか？

○**石阪中間処理場担当課長** 使っていない。腐敗物というか不燃系の厨芥類なんかも基本的にはここには混入していないというのも前提にあるし、基本的には消臭系の薬剤は散布しているというような状況である。

○**荒畑委員** 地元としてはこれが一番問題だよな。

○**石阪中間処理場担当課長** あと、砂で詰めていって、缶とかペット、中を洗い出さないで出される方がいて、向こうでどの程度の処理を今されて出されているのかわからないけれども、その必要性に応じて洗浄する水とか、そういったものも計算していかなければいけないのかなとは思っているけれども。

○**雫委員** 簡単に汚水処理というのはできないでしょう。かなりの施設が要るでしょう。

○**石阪中間処理場担当課長** 曝気、あとはスクリーンスクレーパーと活性というかる過剤ですか、そういったような一定の処理を行って一定の処理水をためて測定して、定期的に下水のほうに放流するという形になると思うけれども、恐らくはある程度一定の施設を設ければ適正に処理ができるだろうし、適正なピットを設ければ地盤にそれが浸透するようなことのないようなつくりが求められるのかなと思うけれども。

○**雫委員** 使う水の量というのはある程度わかるのか。

○**柿崎環境部長** ペットボトルとか空き缶で水を使うというのは、ほぼ処理の中ではない。

○**小野ごみ対策課長** 最後に施設を洗って終わるので、そのときだけ。

○**雫委員** 半分も入っていないでしょうけれども、幾らか入った缶が来て、それはどこで処理しているのか。

○小野ごみ対策課長 飲み物が入った状態の缶のことか。それは別に集めて処理している。

○事務局（富田） コンベヤのところに入ってきた段階で、ペットボトルにふたがついて中身が入っているものは手選別ラインで除いて、それは水で洗浄しているけれども、基本的には飲料が残っているもので薬剤が入っているわけではないので、そんなに支障があるものはないと考えている。

○小野ごみ対策課長 薬剤自体はそもそも市としては集めていない。収集の段階で薬剤のようなものが入っていた場合は回収しないし、仮に回収したとしても、それは例えばペットボトル処理施設に薬剤が入っていた場合は、飲料水と同じようにまぜて下水に流すということではなくて、我々のほうに一報いただいて、それからどうするかという処理の方法を決めるので、施設の中で薬剤が流されるということはない。

○三島会長 家庭のごみという言い方は悪いけれども、家庭で使ったものだとそういう危険性というのはないかもわからないけれども、事業主のごみを収集する中で事業主の場合はわからない。そこが混在してしまって、事業主の場合はペットボトルの中にいろいろなものを放り込んでやるとか、可能性はあるよね。

○柿崎環境部長 事業所から出るごみで基本的にわざわざペットボトルに事業で使った薬剤等に移しかえたものを市の収集にという、今までそういうのは一回もないと思っている。

○三島会長 わからないけれども。

○小野ごみ対策課長 今まで過去、私が来たときからもう6年経つが、6年間ではペットボトルやびん、缶の中に薬剤が入っていたということはない。

○柿崎環境部長 あとは、私はもっと長いけれども、中町の施設ができた当初からずっといるが、その間でも全然ない。

一番ひどかったなと思うのは、先ほど富田のほうから話ししていた、飲んで中途半端に飲み終わったペットボトルを冷蔵庫にずっと入れておいて、それが何百本もたまって出す機会がなくなって、大きな袋にそういうものを全部入れて出してきた人は過去にいた。それは「うちは引き取れないよ」いうことで、当然空ければ中身は腐っているので断ったことがある。あとは、少しだけ残っ

てしまうというのはどうしようもないのかと思っている。そういうものについては先ほどお話ししたように少し洗浄して、出してつぶすという感じで考えている。

○三島会長 地下に浸透しても影響ないでしょうけれどもね。

○小野ごみ対策課長 地下に浸透してしまうと、後々問題がある。

○三島会長 大量にというよりも、長期的に少量ずつでもということになってしまうと地下に行ってしまうものね。だから、そういうことがなければそれほど神経使うことはない。

○小野ごみ対策課長 家庭の中から出る薬剤というのは、例えば消毒薬とかそういうものが出る程度である。

○三島会長 そんなものでしょう。さっき言われた8-5の1ページ目の基本的な考え方をしっかりやっていただければ問題ないと思う。

○村田座長 びん、プラスチック、空き缶は毎日来るわけではないよね、曜日曜日で。

○小野ごみ対策課長 全地域から来るから、毎日搬入はある。

○村田座長 大体毎日なのか。今図面いただいている54ページから、この図面どおりの処理行程はこれだけの人数がみんないるのか。狛江は動いていたね。やっていた人がびんのほうへ行ったり、ペットボトルへ行ったり、同じ人が。

○柿崎環境部長 現状、ペットボトルと空き缶の処理については、やはり季節によっても当然量が変わってきて、やはり夏場が当然ながら多い。そういうときは同じ業者さんでやっているのだから、お互いうまく調整しているけれども、毎日はず動いている。

○村田座長 でも、今度の施設になると、そう破砕したりしないから、粉じんとかそういうのは割と出ないのか。

○小野ごみ対策課長 粉塵は、プラスチックのほうを選別・圧縮するので、そのときに出る可能性はあるけれども、今までみたいに破砕をするわけではない。

○村田座長 この5-17のスケジュール表を見ると、30年の不燃ごみのこの関係のことを言うよね。

○小野ごみ対策課長 中間処理場のほうは34年から始まる。

○柿崎環境部長 動き出すのがか。動き出すのは36年度の終わりぐらいか。

○三島会長 7年目か。

○柿崎環境部長 そう。とにかく先に二枚橋のほうに不燃・粗大の施設をつくり、壊してという感じになっていくので、運営自体が始まるのは資源物のほうは7年目のほぼ36年度の終わりぐらい。だから37年の初めごろ。ただ、解体していくことがあるので、工事自体が始まるのはその前になる。

○小野ごみ対策課長 35年とか36年、35年の途中からだと思う。

○柿崎環境部長 解体工事やるでしょう。

○小野ごみ対策課長 解体工事はその前に。

○柿崎環境部長 34年度あたり。

○清水委員 そのようにおっしゃっていたけれども、それは配置案の1、2があるよね。その1にもう決定したのか。何かそんな話か。

○柿崎環境部長 決定はしていないが。

○小野ごみ対策課長 決定はしていないけれども、先ほどQ&Aというか、協議会で出たご意見の中にもあったとおり、配置案1と2が逆転すると、二枚橋のほう土地の形が非常に先が細くなっているんで、資源物を二枚橋のほうに持っていくと相当狭くなってしまう。

○清水委員 それは決定された事項か。

○小野ごみ対策課長 決定はまだしていない。

○柿崎環境部長 決定はしていない。

○小野ごみ対策課長 決定はしていないので、両協議会のほうには配置案1でやらせていただきたいということでお示しさせていただいているところである。こちらのほうもまだ合意をいただいているわけではないので、あくまでも私たちの希望である。

○清水委員 個人的には、3か所いろいろな施設を見学させていただいて、どこもすごくいい設備を有していて問題になるようなところがなかったので、私自身は配置案1でも2でもいいなと思っている。どの施設をどちらにするかということになるべく早く決めてしまわないといけないと思うので、それを決めてから公営だとかそういうのを決めたほうがいいのではないかと思います。

それで、二枚橋の動向というのが正直わからない。あちらの方がどういう意見を持ってどこまでというのがはっきりわからない。いつも同じような図面と

か見て協議しているような気がする。何か余り進展がないのかなと思う。中身の説明は動いているけれども、根本的な配置の場所というのを決めてしまったほうがいいのではないかなと思う。

○小野ごみ対策課長 パブリックコメントを12月の中旬から行いたいと考えていて、そのときの基本計画の案ではもう配置案も、資源物については中間処理場、不燃系ごみと粗大ごみについては二枚橋焼却場跡地ということが示されたものが出る。それまでには決定をしていきたいと考えている。

○清水委員 わかった。

○雫委員 古紙・布はどこへ行くのか。

○小野ごみ対策課長 布は二枚橋を考えている。

○事務局（富田） 古紙・布の施設自体は余り大きくないので、面積的にはどちらにも配置できるので、これからレイアウトを考えていく上で決定しても支障がないということで今のところ両方入っていると理解いただきたい。

○小野ごみ対策課長 今のところ両方入っているけれども、二枚橋になるのかなとは思っている。

○雫委員 そのつもりでいるので、よろしく願います。

○事務局（富田） 今、市としては案1のほうでなるべく具体的なところをお見せしてご説明できるようにということで、案1のほうを主体としていろいろなご提案をさせていただいている。このままその方向で検討を進めていくということで考えているが、こちらについては特段ご意見等はあるか。今、清水さんからは特段支障はないと思うとおっしゃっていただいたが、ほかの皆さんからはどうか。

○三島会長 この前、環境をよくする会の総会するときも、一応こういう案が示されているということで話したけれども、特段の意見はなかった。だから、むしろ清水さんが言ったように、早目にこうということを提示していただいたほうが皆さんもわかりやすいと思う。それを踏まえて、ではこのようにしてよと。車だって向こうにしてよ、というような意見が具体的なものが出てくるだろうと思う。

○中村委員 早い場合ですと平成34年ですか、「運営」となっているよね。今の話を聞くと、非常に不安な部分がある。市のほうとすれば、もろもろ今の

内容があったとしても、34年の運営ということでもう進むのだということ、もう決定をしているということか。

○柿崎環境部長 我々、環境部としては、このスケジュールに沿って粛々と進めていくことでもう、去年からずっとそれは考えている。

○荒畑委員 東町が了解できなくてもこのスケジュールどおり進めるということか。

○柿崎環境部長 理解を得る努力は続ける。

○中村委員 車の両輪じゃないが、向こうとこっちである程度速度を合わせていかないと、という部分がある。例えばこちらだけが話が進んでいっても、トータル的には進んでいかない。その辺のところ、例えばさっきの三島会長の話ではないが、向こうのほうの内容も教えていただいて、市のほうとしてもできるだけ説得していただきたい。

○雫委員 12月になったらパブリックコメントということは、二枚橋には説明したのか。

○小野ごみ対策課長 市としてもこのスケジュールで進めたいということは説明している。

○荒畑委員 パブリックコメントというのがよくわからないのだけれども、これによって大体11月半ばには最終決定を出すよね。それに基づいて来年度の予算化をしていくわけか。

○柿崎環境部長 当然予算にもかかわってくる。

○荒畑委員 これが土台になって。

○小野ごみ対策課長 はい。

○村田座長 ありがとう。

### 3. その他

○村田座長 ほかに何かなければ、その他の3について、事務局からの提案をお願いします。

○事務局（山下） それでは、「その他」として2点ほど説明する。

まず1点目が、前回の協議会の要点録の確認についてであるが、資料を事前

配付させていただいたときに同封させていただいているが、修正等のご意見については10月27日までに事務局までお知らせいただくようお願いする。修正後、後日ホームページ等で公開させていただく予定である。

続いて、次回の協議会の開催日程についてだが、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会を11月17日の金曜日ということで開催予定となっている。中間処理場運営協議会については、その近辺ということで11月20日もしくは11月21日で開催させていただければと思うが、皆様のご予定を確認いただきたい。

(日程調整)

○村田座長 それでは、次回開催日は11月20日の月曜日、10時からということに決まった。ほかに何かないか。

(「なし」との声あり)

○村田座長 委員の方から「なし」とのことなので、これをもって中間処理場運営協議会を閉会とする。

閉会